

# 令和4年度日本学生支援機構 第一種奨学金（海外協定派遣対象）の 募集について

日本学生支援機構では、海外留学支援制度（海外協定派遣）採用者で、海外の大学等に3ヶ月以上1年以内の期間で留学し、奨学金の貸与を受けることを希望する学生を対象に奨学金の募集を行います。

法学部生、法学研究科の大学院生もしくは公共政策学教育部の大学院生で、奨学金を希望する者は、法学研究科・法学部学事担当窓口にお問い合わせください。

## 記

### 1. 奨学金の種類・貸与の方法

奨学金		貸与の方法 (奨学金は奨学生本人名義の口座に振り込みます。)
第一種奨学金	無利子	原則として毎月1回振込み (留学開始前の振込みなし)
留学時特別増額貸与奨学金(※)	有利子	振込は1回

※留学時特別増額貸与奨学金のみの申込みはできません。

### 2. 貸与期間

3ヶ月以上1年以内で、貸与始期は海外留学支援制度（協定派遣）の受給開始月、終期は受給終了月です。

※海外留学支援制度の受給期間に変更が生じた場合は、第一種奨学金の貸与期間も変更します。

※国内在籍学校で第一種奨学金の貸与を受けていて、留学中もその奨学金を継続して貸与を受けたい人は申込みできません。

※過去に第一種奨学金の貸与を受けていたことがある人が、今回の奨学金を希望する場合、貸与期間が短縮されることや、申込自体ができない場合があります。

### 3. 貸与金額と選択

第一種奨学金	貸与金月額	
	大学院	博士課程相当
留学時特別増額貸与奨学金	共通	100,000円, 200,000円, 300,000円, 400,000円, 500,000円

※学部生は、平成29年度以前入学者・平成30年度以降入学者・令和2年度以降採用の給付奨学金受給者で貸与金月額が異なりますので、法学研究科・法学部学事担当窓口を確認してください。

### 4. 奨学金の申込期間について

申込期間は留学開始から3ヶ月以内となっています。  
書類の提出期限や初回交付月などの詳細については、早めに法学研究科・法学部学事担当窓口へお問い合わせください。

令和4年 3月 14日  
法学研究科・法学部 学事担当